

DREAM

～ 拓け 未来を！ ～



令和2年9月 4日

日光市立大沢中学校

進路だより

第5号

県立高校募集定員見込みの発表について

先日、令和3年度県立高校募集定員見込みが発表となりました。県内の令和3年3月中学校卒業見込み者数の減少幅を考慮して募集定員が設定されたため、現中学3年生の入試からが対象となります。近隣では、今市高校総合学科、鹿沼南高校普通科、宇都宮清陵高校普通科がそれぞれ1学級（40名）ずつ減となります。これらの高校を志望する生徒はもちろん、特に上都賀地区内の他の高校を志望する生徒にとっても、定員減により志望校を変更する生徒が流れてくる等、大きな影響が予想されます。募集定員の詳細は、栃木県教育委員会のホームページでも見ることができますので、ぜひ確認してください。

県立高校 特色選抜について

（1）特色選抜のねらい

受検者である中学生自身が高等学校・学科の特色や、募集する生徒像等について自ら調べ、自分の進路について十分に考え、志望校を主体的に選択すること。

（2）志願資格

- ・志願する高校が示す「募集する生徒像」に当てはまり、「特色選抜に出願するための資格要件」を満たす者
- ・合格内定後、入学を確約できる者。
(特色選抜の受検を辞退することや、他の学校や学科(系)を受検することは不可。)
- ・志願できるのは1学科(系)のみ。
- ・出願時に「特色選抜志願理由書」を提出する。

（3）募集定員に占める割合

- ・高校によって異なり、募集定員の10～30%程度(「程度」の範囲は±5%)
- ・小山南高校スポーツ科は50%
- ・宇都宮東高校は100%(特色選抜でのみ募集し、一般選抜は実施されない。)

（4）選抜方法

- ・調査書
- ・すべての高校で面接を実施。
(個人か集団、またはその両方。口頭で学習問題を出す「口頭試問」を含む高校もある。)
※「特色選抜志願理由書」が面接を行う際の参考資料になる。
- ・作文または小論文。
- ・学校独自検査(学校作成問題や実技など、高校が独自に設定した方法による検査。)
→宇都宮東高校、栃木高校などで実施。日光明峰高校は学校独自検査を廃止。

（4）「特色選抜志願理由書」について

- ・志願する理由、資格要件を満たす理由、将来の目標や特にPRしたいことなどを記入する。
- ・志願者本人が保護者と相談しながらよく考え、自分の言葉で正確に事実を記入する。

裏面に参考資料として、今年度の『「募集する生徒像」及び「特色選抜に出願するための資格要件」等(鹿沼東高校の場合)』を掲載しました。自分がどのくらい資格要件に当てはまっているか、自分にどのくらい高校側に自信をもってPRできる「特色」があるか、ぜひ考えてみましょう。

「募集する生徒像」及び「特色選抜に出願するための資格要件」等(鹿沼東高校の場合)

1 学校教育目標

校訓 流汗悟道

教育目標(育てる生徒像) 知徳体の調和的伸長を図る

○志を立て自ら学ぶ ○他人を思いやる ○心身を鍛える

2 目指す学校像 文武両道を貫き、進学校として地域から信頼され、期待される学校

3 募集する生徒像

本校の教育目標を理解し、本校への進学を強く希望するとともに、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する生徒

- (1) 学習や部活動など、何事に対しても積極的に継続して取り組む意欲を有する生徒
- (2) 集団の中で、それぞれの状況に応じてリーダーシップを発揮する意志を有する生徒

4 特色選抜の定員の割合 普通科30%程度

5 特色選抜に出願するための資格要件

中学校で身に付けるべき基礎的な学力と基本的な生活習慣を身に付けた生徒で、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者

- (1) 自分の将来について明確な目標をもち、本校入学後も積極的に学習に取り組む意志がある者
- (2) 部活動・生徒会活動・ボランティア活動など校内外の活動に積極的に参加する意志がある者
- (3) 英語に関する資格を有する者

6 特色選抜の方法

選抜方法	内 容	
面接	個人面接	時間10分程度
作文	字数600字程度	時間50分

7 その他、特色選抜における特記事項 なし

8 特色選抜における選抜の手順等

【資料の取扱い】

- 1 志願理由書は、調査書とともに、資格要件の確認及び面接時の参考資料として用いる。
- 2 調査書は、「各教科の学習の記録」(第1学年～第3学年)の評定(選択教科を除く)を合計する。
(135点満点)
また、調査書の点数化されない部分については、資格要件に該当するもの(特に校内外の活動における実績や英語に関する資格等)を評価する。
- 3 面接及び作文は、段階評価を行う。

【選抜の手順】

次の各段階に該当する受検者について順に、調査書の点数化されない部分の内容を考慮して総合的に選抜する。

第1次審議

【資料の取扱い】の2で点数化した部分の合計点数の順位が、特色選抜の募集定員の50%以内にある者(ただし、定員に満たない場合は受検者の50%以内にある者)で、面接・作文の評価が良好である者を合格内定とする。

第2次審議

第1次審議で合格内定となった者を除いた全ての受検者について、全ての検査結果を総合的に判断して、合格内定者を選抜する。

※他の県立高校については、栃木県教育委員会のホームページを参考にしてください。